

平成 21 年度 福祉医療費給付金臨時専門分科会等の審議及び市の対応経過のまとめ

1 福祉医療費給付金臨時専門分科会等の審議経過について

平成 21 年 6 月 1 日 第 1 回長野社会福祉審議会

福祉医療費給付金臨時専門分科会の設置・審議、諮問・答申、12人の委員の選任について、了承を得る。

平成 21 年 7 月 2 日 第 1 回福祉医療費給付金臨時専門分科会

「長野県福祉医療費給付事業検討会」で、平成 21 年 10 月診療分から 1 レセプトあたり 500 円に上げるとの決定を受けて、長野市においても受給者負担金 1 レセプトあたり 300 円から 500 円に上げることについて諮問をし、引き上げについては了承。実施時期は次回で検討する。

平成 21 年 7 月 24 日 第 2 回福祉医療費給付金臨時専門分科会

受給者負担金をについて、今後も将来にわたり持続可能な制度とするため、1 レセプトあたり 500 円に引き上げ、実施時期については、平成 22 年 1 月の信州新町・中条村との合併を考慮し、平成 22 年 4 月診療分からということで、答申案を了承いただく。

平成 21 年 8 月 2 日 長野市社会福祉審議会答申式

受給者負担金について、1 レセプトあたり 500 円への引き上げ、実施時期について、平成 22 年 4 月診療分からの実施を市長に答申を行う。

平成 21 年 12 月 2 日 第 3 回福祉医療費給付金臨時専門分科会

「長野県福祉医療費給付事業検討会」において、乳幼児については小学校 3 年生まで入院のみの拡大と精神障害者 2 級については自立支援医療(精神通院医療)のみを対象としての拡大を平成 22 年 4 月から実施することが 11 月に決定された。

この決定を受けて、長野市での対応を審議し、長野市においても乳幼児の対象範囲について、小学校 3 年生まで所得制限なしで入院のみの拡大とする。精神障害者の対象範囲については、2 級の自立支援医療の通院のみとし、所得制限については本人が所得税非課税で扶養義務者が特別障害者手当

までとする。実施時期は平成 22 年 4 月診療分からとする方向で答申をまとめることとする。

なお、所得制限のあり方、全体の制度見直しについては、次年度に継続審議するとされる。

平成 22 年 1 月 22 日 長野市社会福祉審議会答申式

乳幼児については、所得制限を行わず、給付対象に小学校 1 年生から 3 年生までの入院を加える。

精神障害者については、精神保健福祉手帳 2 級所持者についても、通院(自立支援医療のみ、所得制限は本人所得税非課税及び扶養義務者特別障害者手当準拠)を対象とする。

実施時期については、平成 22 年 4 月診療分からとする。以上について、市長に答申を行う。

2 答申に対する市の対応経過について

平成 22 年 2 月 19 日 臨時専門分科会委員宛てに「長野市社会福祉審議会福祉医療費給付金答申の報告と拡大内容について(報告)」の通知を送付

先の平成 22 年 1 月 22 日の答申に対して、市としては乳幼児等の給付対象範囲について、少子化対策の重要性、小学校への対象年齢の拡大について市民からの要望が非常に高いこと、国の施策により地方交付税が増額となる見込があること、県内他市の給付状況等を総合的に勘案して、小学校 1 年生から 3 年生について、答申内容である入院に加えて、通院も対象とすることとした。

このことについての事情説明の報告文をお送りした。

平成 22 年 4 月 1 日 受給者負担金については、4 月診療分から 1 レセプトあたり 300 円から 500 円に引上げを行う。

乳幼児については、小学校 1 年生から 3 年生について、4 月診療分から 9 月診療分までは入院のみ、10 月診療分以降は通院も含めて対象とする。

精神障害者については、4 月診療分から精神保健福祉手帳 2 級所持者について、通院(自立支援医療のみ、所得制限は本人所得税非課税及び扶養義務者特別障害者手当準拠)を対象とする。